



# 春の交通安全だより

平成 27 年 4 月  
芦屋市都市建設部建設総務課

吹く風も柔らかな季節となりました。

先日、市内ではさくら祭りが開催され、たくさんの方が満開の桜を楽しんでいました。

日中はぽかぽかと暖かく、外出する機会も増えてくることでしょう。

お出かけの際には、交通ルールやマナーをしっかりと守り、事故に遭わないようにしましょう！

## 今年度から始動！『交通安全だより』

皆さんは日頃から交通ルールやマナーを守っていますか？

日常生活の中で守らなければならないルールやマナーはたくさんあります。その中でも、交通ルールを守るとは自分の命を守るだけでなく、相手の命を守ることに繋がります。

しかし、一概に交通ルールやマナーと言っても歩行者、自転車、自動車…立場によっていろいろです。中には皆さんが知らないルールもあるかもしれません。実際に、私たち交通指導員もこのお仕事をはじめてから知ったことがたくさんあります。

そこで、今年度より『交通安全だより』を発行する運びとなりました。意外と知らないルールやマナー、また、市内の交通事情などを分かりやすく紹介していきますのでよろしくお願いします。

## 春の全国交通安全運動がはじまります！

5月11日～5月20日の10日間は春の全国交通安全運動です。この期間は普段よりも一層交通安全を意識して、事故に気を付けましょうという週間です。みなさんも、より一層気を付けて外出してください。



### 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者はもちろん、後部座席の方もシートベルトを必ず着用しましょう。

また、道路交通法にもあるように、6歳未満の幼児を乗車させて自動車を運転する場合は、必ずチャイルドシートを着用させなければなりません。大切なお子様の命を守るためにも、チャイルドシートを使用しましょう。



### 飲酒運転の根絶

車はもちろんのこと、自転車も軽車両ですのでお酒を飲んで運転すると飲酒運転になります。

『飲んだら乗らない！乗るなら飲まない！』を心がけましょう



### 自転車の安全利用の促進

自転車には自転車安全利用五則というルールがあります。決まりを守って楽しい自転車ライフを！

#### ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は軽車両、つまり車の仲間です。運転者が13歳未満または70歳以上の方や身体の不自由な方の場合、車道が狭くて危険・工事をしている等で車道を走れない場合、『自転車通行可』の標識がある場合のみ歩道を走行することが可能です。



『自転車通行可』の標識

#### ② 車道は左側を通行

車でも右側を走行すると“逆走”になりますよね。自転車も同じです。必ず左側の端を通りましょう。

#### ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道は歩行者のための道です。無理に追い越したり、執拗にベルを鳴らしたりするのは禁止されています。また、走行する場合は車道寄りをすぐに停止できるスピードで走行しましょう。

#### ④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転、二人乗り、並進は禁止です。※ただし並進可の道を除く
- ・夜間は早めのライトを点灯を心がけましょう。
- ・交差点では必ず信号遵守と一時停止、安全確認をしましょう。  
※一時停止を守らず事故になるケースが多いので気を付けましょう。
- ・周囲の安全をよく確かめましょう。  
(交差点を右折する場合は二段階右折、進路変更をする場合は後方をよく確かめ手による合図を 等)



#### ⑤ 子どもはヘルメットを着用

2008年の改正道路交通法施行で、『13歳未満の児童に自転車用ヘルメットを着用させることは保護者の努力義務』とされました。大人についての規定はありませんが、着用していた方がより安全に運転できます。



春の全国交通安全運動に伴い、芦屋市では5月10日(日)に事前キャンペーンを予定しています。

芦屋学園中学高等学校吹奏楽部による演奏や、啓発グッズの配布で交通安全を呼び掛けます。

どなたでもお越しいただけますので、ぜひご参加ください！

★日 時 …… 平成27年5月10日(日) 10:30～11:30

★場 所 …… JR芦屋駅北側2階ペDESTリアンデッキ

★参加費 …… 無 料

### 私たちが交通指導員です！

市内で交通安全教室を開催したり、街頭に立って交通安全啓発活動を行ったり、交通安全に関わるお仕事をしています。街中で見かけたら、ぜひ声をかけてくださいね。



小村

市内の安全を守るため、日々活動しています。  
よろしくお願いします！



山本

